

既ニ各府縣ヲシテ各々一名ノ多額納税者ヲ選
舉セシメ議院ニ列セシムルトキハ假令一期間
タリトモ立法協賛ノ任ヲ欠カシムルハ是レ貴
族院令ヲ制定スルノ精神ニ非ラリルナリ依テ
諸詢案ノ通り改正スルヲ必要ト信ス
右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

明治二十七年五月十七日

樞密院書記官長平田東助

樞密院議長伯爵山縣有朋殿

審査報告書

謹テ日獨間小包郵便交換條約締結ノ件ニ關ス
ル諸詢案ヲ審査スルニ本案ハ去ル明治廿四年
以來本邦遞信省及獨逸郵政省トノ間ニ協議ヲ
盡シ今回同省ヨリ廻送ニ來リタルモノニシテ
遞信省意見ノ如ク實施上差支無キモノト認ム
但ニ第四條郵便料分配ノ割合ノ如キハ我國ニ
於テ得ル所ノ數額甚ク多シト雖モ銀價ノ低落
殆ント其程度ヲ知ルヘカヲ甘ル今日ニ當リ他
日我國ノ損害ヲ受クルコト少カラザルニ至ル

モ亦或ハ測ルハ力ヲ入然レトモ此等ノ如キハ
實施細目規則ニ依リ時々換算ノ歩合ヲ協定シ
テ以テ能ク之ヲ匡濟スルコトヲ得ヘシ又第十
三條損害賠償ノ件ハ曩ニ明治廿五年ニ締結シ
タル萬國郵便條約中亦同一ノ條款アリ現今實
施スル所ナリ蓋シ損害賠償締約ノ事ハ或ハ憲
法第六十二條第三項ニ關連スルカ如キ疑ヲ生
スルコトトナシキニアラスト雖モ是レ條約ノ一部
ニ外ナラスニテ私法上ノ契約ニ對スル制限ノ
範圍ニ屬セザルコト素ヨリ論ヲ俟タザルナリ

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

明治二十七年七月五日

樞密院書記官長平田東助

樞密院議長伯爵山縣有朋殿

朱書書記官長修正書院委員會修正ノ通り七月九日決議

明治廿七年七月五日 配付

決議上奉分

日本遞信省及獨逸郵政省間ニ締結スル
小包郵便物交換約定案

日本遞信省及獨逸郵政省間ニ締結
セル小包郵便物交換約定

日本遞信大臣及獨逸郵政長官ハ日本
獨逸間小包郵便物ノ交換業務開設ニ
關シ左ノ條項ヲ約定ス

第一條

日本及獨逸兩郵政廳間ニ小包郵便物

ノ交換業務ヲ開設シ兩國相互ニ小包
郵便物ノ發送ヲナスヘシ但價額表記
ノ小包ハ之ヲ發送スルコトヲ得ス

第二條

小包郵便物ノ大サ及重量ハ左ノ制限
ヲ超過スルコトヲ得ス

大サ
長 高 六十センチメートル
幅

重量
五キログラム

第三條

兩郵政廳ノ間ニ交換スル小包郵便物
ノ海運ニハ獨逸郵政廳ニ於テハ日本
獨逸間定期航海ノ北獨逸「ロイド」ノ汽
船ヲ使用スヘシ

第四條

第一 小包郵便物ノ郵便料ハ差出人

ニ於テ之ヲ前納スヘシ

第二 日本ヨリ獨逸ニ竝ニ獨逸ヨリ

日本ニ送達スル小包郵便物一箇ノ

郵便料ハ其ノ重量ノ輕重ニ拘ラズ

左ノ料金分割額ヲ合算シタルモノ

トス

一 獨逸領收分

五十、サントーム

一 海上遞送料

三、フランク

一 日本領收分

二、フランク

合計

五、フランク五十、サントーム

第三

西郵政廳ハ前記ノ割合ニ依リ

各其ノ領收スヘキ分ヲ受領スヘシ

第五條

第一 小包郵便物ノ差出入ハ二十五

「サントーム」以内ノ料金ヲ前納スル

トキハ其ノ到達證ヲ受領スルコト

ヲ得

第二 此ノ料金ハ全部差立國郵政廳

ノ收入ニ歸スルモノトス

第六條

名宛國ハ小包郵便物ノ配達料及税關

ニ於ケル諸手續執行料トシテ一箇ニ

付合計二十五「ガン」以内ノ料金

ヲ名宛人ヨリ徴收スルコトヲ得

第七條

郵便手数料ニ對スル兩國貨幣ノ相當
金額ハ本約定第十九條ニ所謂實施細
目規則ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第八條

第一 名宛國ニ於テ名宛人ニ配達ス

ルコト能ハサル小包郵便物ハ差立

國ニ返送シ此屬スル總テ其郵便手数料ハ總テ

差出人ヨリ徴收スルニ

第二 該小包ヲ差出人ニ還付シ能ハ

サルトキハ之ヲ返送シタル國ニ其

ノ旨ヲ通報スヘシ此ノ場合ニ於テ
ハ郵便手数料ハ兩^{郵政廳}國政府互ニ之ヲ
計算セズ

第九條

兩郵政廳ハ第四條第五條及第六條ニ
規定セルニ、外小包郵便物ニ關シ
郵便手数料ヲ徵收スルコトヲ得ズ

第十條

信書若クハ通信文ノ性質ヲ有スル書
類又ハ税關ニ關スル法令若クハ其ノ
他ノ法令ヲ以テ遞送ヲ許サズル物品
ヲ包有スル小包ハ郵便ニ依リ之ヲ發
送スルヲ禁ス

第十一條

第一 小包郵便物ハ關稅徵收ノ爲メ

稅關ノ検査又ハ開包ヲ交クヘシ

第二 名宛國ニ於テ支拂フヘキ關稅

ハ名宛人ヨリ之ヲ徵收スヘシ

第十二條

第一 名宛人ニ於テ小包郵便物ニ課

スヘキ關稅及料金ノ納付ヲ拒ムト

キハ其ノ郵便物ヲ受領スルコトヲ

得ス

第二 前項ノ規定ハ配達ヲナスコト

能ハスニテ差出人ニ還付ノ爲メ送

送セラレタル小包郵便物ニ付テモ
亦之ヲ適用ス

第十三條

第一 小包郵便物ノ亡失又ハ毀損傷

對シ差出人又ハ差出人不在ナルト

キ若クハ差出人ノ請求アルトキハ

名宛人ヨリ其ノ亡失又ハ毀損傷シ

實額ニ相當スル賠償ヲ請求スルコ

トヲ得但其ノ賠償ハ小包ノ重量三

キログラム以上ハ十五フランク三キ
ログラム以上ハ二十五フランクヲ
超過スルコトヲ得ス亡失シタル小
包ノ差出人ハ尚其ノ發送費ノ返還
ヲ請求スルコトヲ得

第二 左ノ場合ニ於ケル損害ニ對シ
テハ賠償ノ責ナシ

- 一 不可抗力ニ因ルトキ
- 二 物品自己ノ性質又ハ差出人自
己ノ不注意ニ因ルトキ

第十四條

第一 賠償金支拂ノ義務ハ差立局ヲ

管理スル郵政廳之ヲ負擔ス但名宛

國郵政廳ノ管掌中ニ於テ亡失又ハ

毀損^ハ事實ヲ生シタルモノナルト

キハ差立國郵政廳ヨリ名宛國郵政

廳ニ對シ東主^ハ要償

^{ヲ為ス、權ヲ失フ}
ノ請求^ヲ為ス

ト得^{ナシ}

第二 小包郵便物ヲ異議ナク受領シタル後之ヲ名宛人ニ交付シタルコト若クハ一方ノ郵政廳へ正當ニ交付シタルコトヲ證明スル能ハサル郵政廳ハ反對ヲ證明スル迄ハ責任ヲ有スルモノトス

第三 差立國郵政廳ハ成ルハク速ニ賠償金ヲ支拂フヘシ遅クモ賠償請求ノ日ヨリ起算シ一箇年ヲ超過スヘカラス名宛國郵政廳ニ於テ責任ヲ有スルトキハ差立國郵政廳ニ對シ速ニ其ノ賠償金額ヲ還付スヘシ

第十五條

郵政廳ハ受取權利者ニ於テ小包郵便
物ヲ受領セシ後ハ其ノ責ヲ免ル、モ
トス

第十六條

賠償ノ請求ハ小包^{郵便物}ヲ差出シタル日ヨリ起算シ一年以内ニ限り之ヲ受理ス此ノ期限經過ノ後ハ差出人ハ何等ノ賠償ヲモ請求スルコトヲ得ス

第十七條

各郵政廳ハ小包郵便物ノ交換業務ヲ
停止スルヲ以テ相當ナリト認ムル非
常ノ場合ニ於テハ一時其ノ全部又ハ
一部ヲ停止スルコトヲ得但此ノ場合
ニ於テハ直ニ他ノ郵政廳ニ通知スハ

シ

第十八條

此、約定中明文ナキ事項ニ就テハ、
國ノ内國小包郵便事務ニ關スル諸規
則ノ適用ヲ妨ケズ

第十九條

本約定ノ實行ヲ確保スル爲ニ要用ナ
ル實施細目規則ハ別ニ日本遞信省及
獨逸郵政省之ヲ定ムルモノトス

第二十條

本約定ハ

年 月 日ヨリ實行

シ左ノ場合ニ於テ其ノ効力ヲ失フモ

ノトス

第一 兩郵政廳ノ一方ヨリ一箇年

前ニ解約ノ通知ヲナシタルト

キ

第二 日本帝國政府ヲ萬國郵便小

包交換條約ニ加入シ之ヲ實施

シタルトキ

本書ニ通リ調製ス

東京

年

月

日

伯林

年

月

日

審査報告書

謹テ御諮詢案ヲ審査スルニ抑ク國家必要ノ經費ハ毎年豫算ヲ以テ之ヲ定メ行政機關ヲシテ其ノ豫定ノ制限ニ準據セシム而テ國家ハ憲法上ノ權利及法律上ノ義務ヲ履行シ又ハ國家ノ利益ヲ保持スルカ爲ニ必要ノ需求アルニ際シ豫算ニ經費ヲ付スノ故ヲ以テ之カ政務ヲ廢スルコトヲ得ズ即チ豫算以外ニ財源ヲ求メ之カ需求ヲ補充セサルヘカラズ是レ憲法第六十四條及第六十條ノ規定ヲ以テ所以ニシテ第六十四條